

情報最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



平成23年度 市税の納期限

- 固定資産税
 - 第1期 5月2日(月)
 - 第2期 8月1日(月)
 - 第3期 9月30日(金)
 - 第4期 12月26日(月)
- 軽自動車税
 - 全期 5月31日(火)
- 市県民税
 - 第1期 6月30日(木)
 - 第2期 8月31日(水)
 - 第3期 10月31日(月)
 - 第4期 1月31日(火)
- 国民健康保険税
 - 第1期 8月1日(月)
 - 第2期 8月31日(水)
 - 第3期 9月30日(金)
 - 第4期 10月31日(月)

新庁舎問題に関する意見募集の結果を公表します

2月に新庁舎に関する意見募集を行った結果、39名の方から貴重なご意見をいただきました。

寄せられたご意見について市の考え方を公表していますのでご覧ください。

■公表場所

○市庁舎本館庁舎建設室、各総合支所総務課、各公民館
○市のホームページ

■問合せ

市庁舎本館庁舎建設室
庁舎建設係
TEL0897-56-5151

指定ごみ袋
粗大ごみ処理券の配布

平成23年度分の指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、自治会等を通じて1年分を一括無料配布しています。

自治会等に未加入の方へは「指定ごみ袋引換券」を送付していますので、引換券を持って、6月30日(木)までに担当課へ取りに来てください。7月以降の配布は、段階的に枚数が減少します。

西条市に住民登録をしていない方や事業所へは無料配布を行っていません。担当課窓口にて、ごみ処理手数料(1枚につき100円)をお支払ってください。

■配布枚数(全世帯一律)

○もえないごみ指定袋(大) 110枚(袋が不足する5人以上の世帯には、世帯人数に応じて追加配布できます)
○もえないごみ指定袋(大) 20枚

○粗大ごみ処理券 10枚

■中袋への交換

もえるごみ指定袋は、大袋から中袋へ交換できますので希望する方は担当課へお持ちください。

■ごみ袋の引き取り

指定ごみ袋が余っている場合は、担当課へお持ちいただければ引き取ります。

年間の使用枚数が配布枚数以内におさまるよう、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

■問合せ

○市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係
TEL0897-52-1338
○各総合支所市民福祉課 生活環境係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

もえないごみ指定袋を別の
ごみにもご利用ください

もえないごみ指定袋は、種類の違うごみが混在しないよう分別すれば「もえるごみ・ペットボトル・粗大ごみ」も入れて出すことができます。

【もえないごみ指定袋でごみを出す際の注意事項】

○袋に入れたごみに応じた収集日に出してください。
○ペットボトルを入れる場合は、必ず中を洗い、キャップをはずし、つぶしてから出してください。
○粗大ごみを入れる場合は、

袋の口が結べる大きさのものに限りです。また、袋1枚に対して粗大ごみは1点としてください。2点以上入れている場合は回収しません。

【ごみはルールを守って正しく出しましょう】

○収集日・場所を守り、指定ごみ袋・処理券に氏名等を記入してください。
○違反シールをはられて残されたごみは、正しく出し直してください。
○ごみステーションへ一度に出せるごみの量は3袋(粗大ごみは3個)までです。

○収集車両の火災などを防ぐため、使い捨てライターなどのガスは必ず抜いて出してください。

■問合せ

○市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係
TEL0897-52-1338
○各総合支所市民福祉課 生活環境係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

余った
もえないごみ袋は
上手に活用♪

